



令和5年8月22日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

災害時の事業継続支援！

**県融資制度「災害対応資金」に係る
信用保証料補助制度を創設します**

この度、愛知県融資制度に災害対応に係る融資制度が創設されることとなりました。（愛知県記者発表：令和5年8月18日（金））

これを受け、本市においては、当該融資に係る信用保証料補助制度を下記のとおり新たに追加します。本補助制度により、災害発生時の事業者の事業継続を支援してまいります。

記

1. 信用保証料補助金の概要

(1) 内容

豊川市内に主たる事業所を有する中小企業者等が、「愛知県融資制度 経済環境適応資金【災害対応資金】※1」で融資を受けた場合に発生する信用保証料額の全部又は一部を補助します。

※1) 令和5年9月1日から愛知県が取扱い開始予定の融資制度のうち一般保証（短期・長期）が対象。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/saigaitaioyusi20230818.html>

(2) 補助額等

融資額8,000万円に相当する信用保証料額を限度とし、以下のとおり算出した信用保証料相当額

① 融資金額が200万円までの場合

→ 信用保証料相当額の全額

② 融資金額が200万円を超え、8,000万円までの場合

→ 200万円分の信用保証料相当額に、200万円を超え8,000万円までの分の信用保証料相当額に20%を乗じた額を合算した額



- ③ 融資金額が8,000万円を超える場合
→②の8,000万円相当分

(3) 申請する時期

中小企業者の方は、当該融資を受け信用保証料のお支払いをした後に、補助金の申請をしていただくこととなります。

2 予算措置

既存の信用保証料補助金に係る予算により対応します。また、融資の申請状況や補助金の支出状況を踏まえ、必要があれば、補正予算等に計上する予定です。

3 その他

令和5年6月2日発生の大雨により被災した事業者の方も融資の対象となります。事業継続のための資金が必要な場合はご検討いただき、取扱金融機関の窓口にご相談ください。

【お問合せ先】

豊川市役所 産業環境部商工観光課 松本、柴田

TEL:0533-95-0263 Eメール: shoko@city.toyokawa.lg.jp